



平成 29 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 タカタ株式会社
代 表 者 代表取締役会長兼社長 高田 重久
(コード番号 7312 東証第一部)
問合せ先 人事・総務本部 佐野 仁
(TEL: 0120-868-665)

スポンサーとの間の事業譲渡に係る基本合意に関するお知らせ

当社は、本日付「民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、平成 29 年 6 月 26 日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行いました。さらに、当社の連結子会社であるタカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社にかかる民事再生手続開始の申立て並びに当社の米国子会社である TK Holdings, Inc.を含む海外子会社 12 社にかかる米国連邦倒産法第 11 章に基づく再生手続開始の申立てを同時に行いました。

上記の各再生手続開始の申立てに先立ち、当社は、平成 29 年 6 月 26 日、スポンサー候補であるキー・セイフティー・システムズ社（以下「KSS」）との間で、当社が全世界で保有する実質的に全ての資産及び事業を同社へ譲渡する旨の基本合意に至りましたので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙添付の KSS との間で合意した英文公表文の抄訳をご参照ください。

今後は、東京地方裁判所及び同裁判所から監督委員に選任された宮川勝之弁護士の監督並びに米国デラウェア州連邦破産裁判所の下、KSS 又は KSS 関連会社に対する事業譲渡等を実施し、KSS の支援を受けつつ、当社グループ全体の事業の再生に向けて全力で取り組む所存です。

以上

【参考訳】

当社とキー・セイフティー・システムズ社との間の

事業譲渡に係る基本合意について

タカタ株式会社（代表取締役会長兼社長：高田重久、本社：東京都品川区、以下「当社」）とキー・セイフティー・システムズ社（最高経営責任者：ジェイソン・ルオ、本社：米ミシガン州、以下「KSS」）は、本日、当社が全世界で保有する実質的に全ての資産及び事業の KSS への譲渡に向けた再建計画の支援につき基本合意（以下「本合意」）に至りました。譲渡価格は総額約 1,750 億円（15 億 8,800 万米ドル）となり、譲渡完了時点の調整により変動する可能性があります。

本合意の下、KSS は、相安定化硝酸アンモニウム（以下「PSAN」）を使用したエアバッグインフレーター製造及び販売に関する一部の資産及び事業（以下「PSAN 資産」）を除き、当社の実質的に全ての資産を取得します。当社の PSAN 関連事業については、譲渡完了後も、再編後の当社が運営を継続するものの、段階的に縮小していくことを予定しています。また、当社は滞りなく、エアバッグインフレーター改修キットの供給を続ける所存です。

当社と KSS の事業を実質的に全て統合することにより、世界 23 カ国に展開し、約 60,000 名の従業員を要する世界最大級の自動車用安全部品会社が誕生することとなります。急速に変貌を遂げる自動車安全産業において、世界中のお客さまへ向け高品質な製品を提供し、イノベーションを継続して参ります。

提案されている暫定的な取引のストラクチャーは、当社の顧客である自動車メーカーに関わるサプライチェーン寸断のリスクを最小化することを企図するものです。当社、及び KSS は、スムーズな取引の実行のため、両経営陣の力を総動員し、迅速かつシームレスな統合を企図しています。

KSS は当社のお客様、サプライヤー、従業員を継続的にサポートし、当社の日本における伝統を受け入れ、これらを継続的に尊重することを約束しております。

- KSS は、実質的に全世界全ての当社従業員に対し、現在と同等の条件で受け入れることを計画しています。
- KSS は、当社の主要顧客である自動車メーカーと綿密な協議を重ね、共同で当社の製品が継続して供給できるような取引ストラクチャーと事業計画を策定しました。この計画により、当社の顧客に対する製品供給を継続し、当社の従業員やサプライヤー、その他の主要なステークホルダーにも安心感を提供することができます。
- KSS は、日本市場における当社のプレゼンスを維持・活用するべく、継続的な支援を行う予定であり、当社の日本における製造施設を閉鎖する予定はありません。さらに、KSS は、アジア地域における拠点を東京に設立し、これにより日本で新たな雇用を生み出すことも期待されます。また、サプライチェーンに影響を与えないよう、PSAN 関連事業以外の既存のサプライヤーとの契約も維持

する予定です。また、KSS は、日本以外の世界各地の当社の製造施設、技術・R&D センターへの投資も予定しています。

KSS は、実質的にデューデリジェンスを完了しております。当社と KSS は、数週間内での最終合意に向けて共同作業を進めており、事業譲渡完了は 2018 年の第 1 四半期を予定しています。

民事再生法及び米連邦倒産法第 11 章の手続きについて

当社は、市場措置に係る費用・負債を除けば、既存の事業から健全な利益とキャッシュフローを生み出しておりますが、提案された事業譲渡によって市場措置に係る問題に対応することが当社及び各ステークホルダーの皆様の利益に最も資するものであるとの結論に至りました。従って、当社の年間売り上げの 80%以上を占める自動車メーカーの皆様によって代表されるグループ(以下「カスタマー・グループ」)及びスポンサーとしての KSS からの今後期待される協力の下、当社及び当社の国内子会社は、日本における民事再生法に基づき、東京地方裁判所(以下「東京地裁」)において再生手続の開始を申立てました。また、当社の米国における主要子会社である TK HOLDINGS, INC. (以下「TKH」)及び北米の一部の関連会社及び子会社は、米国デラウェア州連邦破産裁判所(以下「デラウェア州裁判所」)にて、米連邦破産法第 11 章に基づく手続の申立てを行いました。

日系 OEM の皆様は、当社の民事再生手続期間中の資金繰り支援の提供に合意しており、また、当社は、カスタマー・グループとの間で、グローバルレベルで資金繰り支援をして頂くよう協議しております。当社は、民事再生法及び米連邦倒産法第 11 章の手続きを適用することで、引き続きカスタマー・グループ及び KSS と協力し、再建へ向けた包括的な条件を含む再建支援合意(Restructuring Support Agreement) (以下「RSA」)を最終化し、これを実行することを企図しています。RSA は、デラウェア州裁判所の承認を要する米連邦倒産法第 11 章の再建計画(以下「本計画」)及び東京地裁が実施する事業譲渡に従い実施される再建策に対するカスタマー・グループ及び KSS のコミットメントを反映するものとなる予定です。KSS との取引は、東京地裁及びデラウェア州裁判所の承認、並びに規制当局その他第三者の承認を含む複数の条件を満たす必要があります。

当社のグローバルでの PSAN 資産は、本計画の実施予定日に、本計画に基づき再編される TKH 又は TKH の子会社(以下「RTK」又は「再編後の当社」)へ移転され、関連する契約を含め全ての PSAN 資産は RTK へ譲渡される予定です。RTK は、米連邦倒産法第 11 章 の手続きによって設立され、本計画の管理者及び監視委員会の監督の下、KSS とは独立して運営されます。RTK は、引き続き市場措置及び当社の顧客の継続的な生産ニーズに合わせ、PSAN エアバッグインフレーターを生産を継続していく予定です。

なお日本の民事再生法及び米国の米連邦倒産法第 11 章におけるそれぞれの手続きは、2018 年度第 1 四半期に完了する見込みです。

売却代金は PSAN に係る費用及び負債並びに RTK への資金提供に充当

当社は、本計画に詳細が記載されている通り、民事再生法及び米連邦破産法第 11 章の適用を通じて、2017 年 1 月 13 日に発表した米国司法省(以下「DOJ」)との和解及び当社が合意した米国運輸省道路交通安全局(NHTSA)による同意指令に基づく残りの支払義務に充当する資金の捻出を含む、エアバッグインフレータの市場措置に係る費用及び負債に対応する予定です。

DOJ との和解に基づき、当社は DOJ に対し 2,500 万ドルの罰金を支払っており、また、①タカタ製イ

インフレタの不具合によって被害に遭われた方々のため、及び今後の被害の可能性に備えた 1 億 2,500 万ドルの補償基金と、②PSAN インフレタを含むエアバッグを購入した自動車メーカーからの請求の一部の支払いのための 8 億 5,000 万ドルの補償基金を含む二つの補償基金の設立義務が課せられております。これら二つの補償基金に関しては、DOJ との和解に基づき指名された特別監督官により管理されます。個人への補償のための 1 億 2,500 万ドルの補償基金は、2017 年 3 月 29 日に設立されました。KSS への事業譲渡による売却代金は、DOJ との和解内容、カスタマー・グループとの基本合意及び再建計画案に基づき、8 億 5,000 万ドルの自動車メーカーのための補償基金に充当されます。

売却代金については、一部を米連邦倒産法第 11 章の手續完了後 RTK にて必要となる資金として確保した上で、前述の支払義務、及び優先的な弁済、あるいは全額弁済が必要となる債務の弁済に充当した後、残額を無担保の一般債権者への支払いに充当するものとします。

DIP ファイナンス及びカスタマー・グループによる資金繰り支援

当社は、株式会社三井住友銀行より 250 億円(227 百万ドル)を上限とするリボルビング型ファシリティによる DIP ファイナンスのコミットメントを得ています。

加えて、日系 OEM の皆様は、当社の民事再生手續期間中の資金繰り支援の提供に合意しており、また、当社は、カスタマー・グループとの間で、グローバルレベルで資金繰り支援をして頂くよう協議しております。東京地裁により選任された監督委員及びデラウェア州裁判所の承認後、日本における DIP ファイナンス、日米のカスタマー・グループによる資金繰り支援、当社の事業活動によるキャッシュフローにより、当社は、事業を継続し、滞りなく世界中の自動車メーカーに対して、通常通り製品を提供するための、十分な資金の確保が可能と理解しております。

グローバルにおける事業の継続

当社は、申立前と同様の条件で、滞りなく従業員に給与を支払うことについて、米国裁判所の承認を求めており、かかる要求は裁判所による「初日命令」 (“first day” orders) において承認されると認識しております。また、日本の民事再生法においては、従業員の給与は法的な保護を受けており、正社員及び時間給従業員は通常通りの給与支払いを受けられる予定です。加えて、各種福利厚生プログラムへの変更は予定されておられません。

日本における DIP ファイナンスによって提供される追加的な資金確保並びにカスタマー・グループからグローバルで提供される資金繰り支援策により、当社は当社のサプライヤーの皆様へ申立後の支払い債務を滞りなく履行する準備を行っており、また、申立日以降に提供を受けた製品とサービスに対して優先的な地位を与える民事再生法及び米連邦倒産法第 11 章に基づきかかる支払いを実行する予定です。